

船舶事故調査報告書

平成27年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年12月27日 11時40分ごろ
発生場所	長崎県 ^い 壱岐市壱岐島南方沖 海豚鼻 ^{いるかばな} 灯台から真方位233° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 41.66′ 東経129° 41.94′）
事故調査の経過	平成27年1月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{りゅうじん} 竜神、4.74トン SA3-22946（漁船登録番号）、個人所有 10.00m（Lr）×2.38m×0.78m、FRP ディーゼル機関、122.10kW、昭和59年8月29日 第290-61557号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 さくら丸、5トン未満 293-32377佐賀、個人所有 7.76m（Lr）×2.23m×0.63m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、平成9年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月22日 免許証交付日 平成26年6月12日 （平成31年7月9日まで有効） B 船長B 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年11月22日 免許証交付日 平成26年2月5日 （平成31年2月4日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（釣り客B ₁ 及び釣り客B ₂ ）
損傷	A 左舷船首に擦過傷 B 右舷船尾に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、壱岐島南方沖を佐賀県唐津市呼

	<p>子港に向けて、手動操舵により約8～9ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛けて、0.5Mレンジとしたレーダーと目視による見張りを行っていたが、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船首を左右に振るなどの死角を補う見張りを行わずに航行中、衝撃を感じ、B船を左舷至近に認めたので同船に衝突したものと思った。</p> <p>船長Aは、衝突直後に携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した後、自力で吉崎市郷ノ浦港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船尾側で釣りを行っていた釣り客2人（以下「釣り客B₁」及び「釣り客B₂」という。）ほか釣り客2人を乗せ、たい釣りの目的で、吉岐島南方沖において、機関をアイドリング状態で船首からシーアンカーを投入し、船首を南東方に向けて漂流していた。</p> <p>船長Bは、操縦席に腰を掛けて携帯電話で釣り客の予約を受け付けており、釣り客の危ないという叫び声で船尾に迫ってくるA船を認めたものの、どうすることもできず、B船の右舷船尾とA船の左舷船首とが衝突した。</p> <p>釣り客B₁及び釣り客B₂は、衝突の衝撃で転倒などした。</p> <p>B船は、自力で吉崎市郷ノ浦港に入港した。</p> <p>釣り客B₁及び釣り客B₂は、病院で腰部打撲等及び頸椎捻挫等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだん、船首を左右に振って船首マストによる死角を補っていた。</p> <p>船長Bは、海豚鼻沿岸に素潜り漁の漁船2隻以外の他船は認めていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、吉岐島南方沖を南東進中、船長Aが船首方に他船はいないものと思い、船首マストによる死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、0.5Mレンジとしてレーダー及び目視で見張りを行っていたが、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p>

	<p>B船は、壱岐島南方沖において、シーアンカーを投入して漂泊中、船長Bが、付近に他船はいないものと思い、携帯電話を使用している見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、沿岸の2隻以外に他船を認めていなかったため、付近に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、壱岐島南方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、付近に他船はいないものと思い、携帯電話を使用している見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じる場合には、船首を左右に振ったり、レーダーを活用するなど死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・ 携帯電話を使用中においても、常時、見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

